### 上板レインボーズ

# 規約

【目標・方針】

## 挨拶・返事・マナー・整理整頓 ▼ 感謝の気持ち



#### 第一章 総則

#### 第一条(名称)

組織名は、上板レインボーズ(以下当部という)と称します。児童および、生徒を部員と称します。

#### 第二条(目的)

当部は、上板レインボーズ規約(以下本規約)に基づき、バドミントンを通じて社会に通用する 礼儀を学び、部員の「集中力」「忍耐力」「継続力」「自主性」を身につけることを基本的な目的としま す。また、試合に勝つためだけの訓練や練習ではなく、バドミントンというスポーツの楽しさを感 じてもらうことを第一としたバドミントンの基礎技能の習得と基礎体力作りを行います。

#### 第三条(活動)

当部は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1)各種スポーツ活動・・・バドミントンなど
- (2)レクリエーション活動・・・ 親睦会など
- (3)他の団体との交歓交流活動・・・近隣クラブとの合同練習・練習試合など
- (4)奉仕活動 ・・・ 使用施設の掃除など
- (5)その他当団の目的達成に必要な活動・・・総会など

#### 第四条(原則)

部員は、前条の目的を達成する為に原則として「時間厳守」「準備・片付け」「基礎運動」を守ること。 ※基礎運動とは、ランニング・準備運動・基礎体力作り・整理運動をいう。

#### 第二章 部員資格

#### 第一条(部員資格)

当部の部員資格として下記条件を満たす者とします。

- 1 心身ともに健康である者。
- 2 本規約を承諾できる者。
- 3 現場責任者(監督、コーチ、引率者等)の指示に従える者。
- 4 保護者より可能な限り協力を得られる者。

#### 第三章 入部・活動費・退部

#### 第一条(入部)

当部の規定した入部届に必要事項の記入及び捺印をし、本章第三条に定めた部費を支払った時点で当部に入部したものとします。また、入部届に記入、捺印した事実を持って、当規約の内容を理解し承認したものとします。

尚、部員の保護者は、部員が入部した時点で「上板レインボーズ保護者会」へ強制的に入会していただきます。

当部は、ジュニア(小・中学生)のスポーツ少年団であるが、ジュニアの活動に支障をきたさない 範囲で、大人のバドミントン愛好家の参加を認める。

#### 第二条(入部拒絶)

当部は、入部希望者が以下の各号に該当すると認められるときはその入部を拒絶することが出来ます。

- 1 入部届に虚偽の記載をした場合。
- 2 過去に当部を退会した場合。
- 3 監督が入部することを不適切であると判断した場合。

#### 第三条(入部費、活動費及び諸費用)

- 1 入団費: (入部時、1家族に付き)¥2,000(高校生以上は、不要)
- 2 活動費は、4、8、12月初回の練習日に4ヵ月分を徴収する。(小・中学生)

活動費: 小学校低学年(1~3年生) ¥1,000<¥300>

小学校高学年(4~6年生)¥1,500<¥300>

中学生以上 ¥1,000 < ¥300 >

- ※ 中学生で中学からの入部者は、試合出場が出来る前月まで、減額する。
- ※ 見学された月の活動費は、無料です。(小・中学生)
- ※ 1家族当たり2名入団の場合は上限2,000円、3名入団の場合は上限3,000円とする。(小学生)
- ※ < >内の価格は、1回分の参加費です。
- ※ 高校生以上のバドミントン愛好家は、活動費のみを練習毎又は、月毎に徴収する。

※ 徴収した活動費や遠征費用・登録費用等は、いかなる理由(月途中の入退部を含む)があっても日割り計算や返金はしません。ただし、当部の一方的な理由により月内に行われる練習予定回数の半数(4回)に満たない練習回数だった場合と、何らかの理由により当部を解散しなければならなくなった場合についてはこの限りではありません。

3 **登録料**: 徳島県小学生バドミントン連盟(1,500円/年) 徳島県バドミントン協会(500円/年・中学生、2000円/年・大人) 徳島県スポーツ少年団(400円/年)

- ※ 毎年、部員には、上記3団体のいずれかにメンバー登録をして頂きます。
- 4 保険料: 小·中学生(800円)、高校生以上(1,000円/1,300円/1.850円)
- ※ 保障内容により、保険料が異なります。
- ※ 入団時の保険料は、別途徴収する。尚、手続きは監督が行います。
- ※ 保障期間は、銀行窓口で手続きを行った翌日から年度末(3月31日)までです。
- ※ 入団2年目からは、登録料および、保険料は、徴収せず部費より捻出する。(小・中学生)
- ※ 詳しい内容は、監督にお聞きください。

#### 第四条(退部)

1 部員は、いつでも当部に退部届を提出して、任意に退部することが出来ます。

退部する場合、既に納入された全ての費用は第三章-第三条-第二号に基づきます。

- 2 退部する場合、活動費・その他の未払い金が有る場合は、事前に完納するものとします。
- 3 退部届が提出されるまで、活動費は徴収されるものとします。

#### 第五条(強制退部)

当部は次の各号に該当した場合、強制退部することが出来ます。この場合当部に支払いをした全ての費用は第三章-第三条-第二号に基づきます。

- 1 入部届に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- 2 正当な理由なく徴収すべき費用を支払わなかった場合。
- 3 部員及びその保護者が本規約に違反した場合と、公序良俗に著しく反する行為が行われた場合。
- 4 部員及びその保護者が当部自体及び当部員とその保護者の名誉を著しく傷つけた場合。
- 5 当部役員が不適切であると判断した場合。
- 6 当部内において、当部の許可無く商行為、政治的・宗教的活動を行った場合。
- 7 当部の運営を故意に妨害(当部が妨害したと判断した場合)し、監督、コーチ、その他関係者の指示に従わなかった場合。
- 8 当規約内アンダーラインの内容に著しく反すると監督(総責任者)が判断した場合、すなわち、当部の存在意義を揺るがす違反者は、監督命令により強制退部させる。

#### 第四章 遵守事項

#### 第一条(着衣)

- 1 トレーニング中及び遠征などを含む当部の活動最中は、常識のある着衣を身に着けていただきます。監督の指示に従っていただきます。
- 2 シューズについては、バドミントン競技用シューズを各自で用意してください。
- 3 ラケットについては、バドミントン競技用ラケットを各自で用意してください。(入部後、原則1ヶ月間は、部のラケットをお貸しできます。)
- ※シューズ・ラケットのご相談は、監督が対応致しますので気軽にお尋ねください。

#### **第二条**(事故・トラブル)

- 1 当部の活動中、それにかかわる全ての人員は事故やトラブルの防止に努めていただきます。
- 2 部員の万が一の事故・怪我については、部が迅速に対応します。しかし、それ以降の処置についてはスポーツ傷害保険によって行い、その他の責任を当部は負いません。
- 3 施設・設備等の破損については、状況によって各個人に遡及(そきゅう)する場合があります。
- 4 事故・怪我等のトラブルが発生した場合には、直ちに現場責任者(監督)へ報告を行っていただきます。
- 5 部員及びその保護者等は、当部の利用に際し、自己またはその同伴者の責任に帰すべき事由により、当部または第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。
- 6 部関係者(部員、保護者、指導者など)の間に生じる意識・考え方のズレ、いじめ・差別などの偏見については、部関係者が一丸となって、早期発見、早期解決に努めること。

#### 第五章 保護者の参加

#### 第一条(参加の意味)

当部は基本的に保護者参加型の団体とし、保護者の参加内容については以下の各条に基づきます。ただし、当部の練習内容、試合出場等の選手選定、指導方法等については、指導者が決定します。日頃の活動でお気付きの点があれば、その都度、ご相談いただき、今後の部活動へ反映すべきか判断させていただきます。

#### **第二条**(引率)

試合、合宿、練習試合など定期活動以外の活動については、引率者が必要です。この場合、<u>基本的</u>に選手の保護者が引率していただきます。もし、選手の保護者が諸事情により引率できない場合は、該当活動に参加する保護者に引率していただきます。

保護者が引率できない部員に生じた盗難、傷害、自損、損害等の人的物的事故等について引率者が迅速に対応しますが、引率する保護者は一切の賠償責任を負いません。

#### 第三条(練習参加)

通常の練習には積極的に保護者の参加をお願いします。コーチの補佐、シャトル拾い、見学者の対応や体調不良を起こした際の対応等をしていただきます。

#### 第四条(保護者会)

保護者会の会員は、全保護者とする。毎年度、当会内から代表者を選出し、役員としての責任を負う。 保護者会代表(以下代表という)が先頭に立ち、保護者・指導者・地域住民と連携し、子どもの健全 育成に役立つ地域活動を企画・実施していく。当会員は、部員が活動目的以外の事をしていたり、 困っている場合は、積極的に声をかけ、我が子同然に扱い問題解決に努める。

#### 第五条(連絡網)

主に活動時の回覧により情報を伝達していきます。監督判断により、メールにて個々に連絡する場合があります。<u>活動に参加されない当会員については、連絡に漏れが生じることがあります。</u>ご了承ください。

#### 第六章 役員

第一条 当部に次の役員を置きます。部の事務局を監督(総責任者)宅に置く。

● 監督(総責任者):1名

● コーチ:若干名

● 代 表(保護者会代表):1名

● 会 計:1名

#### 第二条(役員選出)

役員の選出は、現役員全員の推薦により選出して任命をします。

代表は、保護者会より選出して任命をします。

#### 第三条(役員の職務)

- 1 監督は、対外的に当部を代表し、部の全責任を負います。他の指導者と連携し、部員のバドミントン技術の向上、普及に努める。保護者会と連携し、部員の健全育成に努める。常に他の指導者および、保護者と対話し、当部の存在意義を常に考え行動する。
- 2 コーチは、当部の目的に沿った技術指導を部員に行う責任を負います。また、監督不在の時は代役を努める。
- 3 代表は、対内的に当部を代表し、部員及び、保護者の相談役として努め、第五章 第四条に基づき行動する。
- 4 会計は、当部の金銭を管理し、年度末に保護者会に対し収支報告を行う。

#### 第七章 キャプテン、副キャプテン及び、卒部員

第一条 当部に次のキャプテン及び、副キャプテンを置きます。

● キャプテン: 1名

● 副キャプテン:1名

第二条(キャプテン及び、副キャプテンの選出)

監督が選任し、任命をします。原則として新年度の最高学年より選出する。ただし、適任者不在の場合は、次学年より選出する。

#### 第三条(キャプテン及び、副キャプテンの職務)

1 キャプテンは、部員の代表として活動全般においてその他部員の善き手本となるよう努める。また、常にリーダーとしての自覚を忘れず行動する。

2 副キャプテンは、キャプテンと共にその他部員の善き手本となり、サブリーダーとしての自覚を持ち行動する。キャプテン不在時は代役をつとめる。

#### 第四条(キャプテン及び、副キャプテンの解任)

キャプテンまたは、副キャプテンの行動が、その他部員の教育上良い影響を与えないと全指導者(監督・コーチ)が判断した場合、強制的に解任し、新しく選出し任命する。

#### 第五条(卒団員)

部員は、卒部式が行われた月末をもって卒部員とする。以降の参加は、自由参加(無料)とする。 サブコーチ(非役員)扱いとし、監督・コーチの指示に従い、部員指導の補佐を務め、自らも技術向 上に努め、当部の一員として各種部活動及び、オープン参加の大会に積極的に参加すること。

#### 第八章 免責事項

当部は部員が当部活動中に生じた盗難、傷害、自損、損害等の人的物的事故等について一切の賠償責任を負いません。

#### 第九章 定め無き事項

本規約に定め無き事項が生じた場合は、当部目的の趣旨に従い、誠意を持って解決に当たります。

#### 第十章 変更事項

部員及びその保護者は、入部届の事項に変更があった場合は、速やかに当部へ届けること。

#### 第十一章 個人情報の取り扱い

当部で知り得た個人情報は、当部の運営以外の目的では使用いたしません。また、情報主体及びその保護者から削除要請があった場合は、出来る限り早い対応をいたします。

#### 第十二章 規約の改正

本規約は部員及びその保護者の了承を得ることなく監督・代表が協議の上、改正することが出来ます。また、改正が発生した場合その内容を出来る範囲で速やかに保護者に通知いたします。改正は、「当部の安定運営」「保護者の負担減」「バドミントンの普及・向上」を考えて行います。

#### 第十三章 会計報告

会計は、年に一度、徴収した活動費の会計内容を保護者に報告する義務を負います。また、その内容が不明確である場合保護者側の権利として、会計内容を監査する権利を有します。

#### 第十四章 総会

総会は、年1回行う。

附則 1. 本規約は、平成25年4月1日より施行する。

